

告 示

埼玉県告示第一百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十八年二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人秩父百年の森

三 代表者の氏名

田島 克己

四 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父市上町三丁目六番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、秩父地域の森林と林業の維持・発展を目指し、森林に関わる調査・研究及び森林の保全・育成活動を行うとともに、優れた森林を次世代に引き継ぐための環境教育活動を推進することを目的とする。